

## 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学役職員行動規範

平成27年12月24日

大学が教育研究機関として存続し、社会と一体となって発展していくためには、全ての活動において社会からの信頼を得ることが必須です。私たちは、本学の「理念と目標」のもと、職務を遂行する上で遵守すべき行動規範を定め、私たち役員と教職員が不断に実践する規準とします。

### 1 法令の遵守

私たちは、関係法令及び学内諸規則等を遵守し、健全かつ適正な教育研究活動及び業務執行に徹し、社会からの信頼確保に努めます。

### 2 人権の尊重

私たちは、一人ひとりの人権、人格、プライバシーを尊重し、侵害行為に対しては厳正に対処し、健全で活気のある環境の整備に努めます。

### 3 社会的使命を自覚した教育研究

私たちは、大学が果たすべき社会的使命を自覚し、教育研究活動を通じて、社会が直面する諸課題の解決に貢献します。

### 4 積極的な情報公開と知的財産権の尊重

私たちは、正確な情報を積極的に公開するとともに、個人情報保護、業務上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払います。

### 5 環境への配慮

私たちは、豊かな環境マインドを育み、常に環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進します。

### 6 安全衛生の確保と不測の事態への対処

私たちは、安全衛生に対する意識を高め、その確立に向け不断の努力を重ね、不測の事態に対して、迅速かつ的確に対処します。

### 7 大学資産の適正な管理

私たちは、大学の管理する資産（土地、建物、物品及び資金など）を適正かつ効率的に管理し、適正な業務目的にのみ使用します。